

『アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学生制度』

2016年(平成28年)度奨学生募集要項

制度の趣旨

本奨学生は、18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者および、「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により以下の教育機関・課程の修学もしくは充実した学校生活が困難な方に、奨学生の給付を行うことを目的として設定された「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学生制度」に基づいて運営されるものです。

対象となる教育機関は、学校教育法により定められた次の機関になります。

- ・「高等学校」
- ・「特別支援学校の高等部」
- ・「中等教育学校の後期課程」
- ・「高等専門学校」
- ・「専修学校の高等課程」(小児がん経験者の場合は「一般課程」も対象とできる)

対象	小児がん経験者	がん遺児																											
	<p>①18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的理由により援助を必要とする方 ②奨学生受給時に高等学校等に在学中(当年度入学希望者を含む)の方 ③奨学生申請時における前年度の世帯の収入または所得が下記の上限を超えない方 ※小児がんとは、小児慢性特定疾病で「悪性新生物」に該当するものをさします。</p>	<p>①「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により援助を必要とする方 ②奨学生受給時に高等学校等に在学中(当年度入学希望者を含む)の方 ③奨学生申請時における前年度の世帯の収入または所得が下記の上限を超えない方 ④直近の学習成績が評定平均値3.5(5段階評価)以上の方、評定値を付さない学校の在学生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績のある方(全国大会出場等)</p>																											
出願の資格	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>給与所得世帯(万円)</th> <th>給与所得以外の世帯(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4 8 0</td> <td>1 3 8</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5 6 8</td> <td>2 0 0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6 0 4</td> <td>2 2 5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>6 2 7</td> <td>2 4 1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>6 4 9</td> <td>2 5 6</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>6 6 7</td> <td>2 6 9</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>6 8 4</td> <td>2 8 1</td> </tr> <tr> <td>該当欄</td> <td>源泉徴収票の支払額</td> <td>確定申告書の所得金額</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	給与所得世帯(万円)	給与所得以外の世帯(万円)	1	4 8 0	1 3 8	2	5 6 8	2 0 0	3	6 0 4	2 2 5	4	6 2 7	2 4 1	5	6 4 9	2 5 6	6	6 6 7	2 6 9	7	6 8 4	2 8 1	該当欄	源泉徴収票の支払額	確定申告書の所得金額	
世帯人数	給与所得世帯(万円)	給与所得以外の世帯(万円)																											
1	4 8 0	1 3 8																											
2	5 6 8	2 0 0																											
3	6 0 4	2 2 5																											
4	6 2 7	2 4 1																											
5	6 4 9	2 5 6																											
6	6 6 7	2 6 9																											
7	6 8 4	2 8 1																											
該当欄	源泉徴収票の支払額	確定申告書の所得金額																											
募集人員	全国で20名程度 内訳(1年生10名、2年生5名、3年生5名)	全国で120名程度 内訳(1年生60名、2年生30名、3年生30名)																											
給付額等	給付額: 月額25,000円 給付期間: 対象となる教育機関に在学中の期間(正規の最短修業期間以内) 高等専門学校においては最長で5年間給付(専攻科は含まず) 給付方法: 毎年3期に分けて、原則として7月、11月、3月に4カ月分をまとめて給付します。																												
奨学生の返還	この制度に基づく奨学生は原則として返還を要しません。(他奨学生との併用可)																												